

令和 2 年 10 月 20 日  
第 226 回都市計画審議会

上石神井二丁目農業公園の都市計画原案について

1 概要

上石神井二丁目において、住宅地内の農地および屋敷林を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、約 0.7ha の区域を都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 4 のとおり

3 今後の予定

令和 2 年 10 月 20 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
10 月 21 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～11 月 11 日	
11 月 4 日	都市計画原案の説明会
11 月 19 日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
12 月	東京都知事協議手続
令和 3 年 2 月	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～（2 週間）	
3 月	練馬区都市計画審議会へ付議
4 月	都市計画決定・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P 3
(2) 計画書	P 4
(3) 位置図	P 5
(4) 計画図	P 6
(5) 現状写真	P 7

5 その他

都市計画決定の告示後、「都市計画公園・緑地の整備方針」における「優先整備区域」として位置付ける手続を行う。



# 都市計画の原案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園

## 2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある上石神井二丁目を含む第7地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することとしている。また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「都市農地の保全」および「重要な樹林地の保全」を重点施策に定め、区民が農と親しむ取組を充実し、希少な樹林地の保全に努めることとしている。

区南西部に位置する本計画地は、農地および昭和62年から市民緑地として地域に開放されてきた屋敷林で構成され、良好な景観を有している。また、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保地（農地 水準1、屋敷林 水準1）に位置付けられている。

こうしたことから、都市農地および屋敷林を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、約0.7ヘクタールの区域を都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更（練馬区決定）（原案）

東京都市計画公園に第8・2・38号上石神井二丁目農業公園をつぎのように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第8・2・38号	上石神井二丁目農業公園	練馬区上石神井二丁目地内	約0.7ha	分区園

「区域は計画図表示のとおり」

4

理由

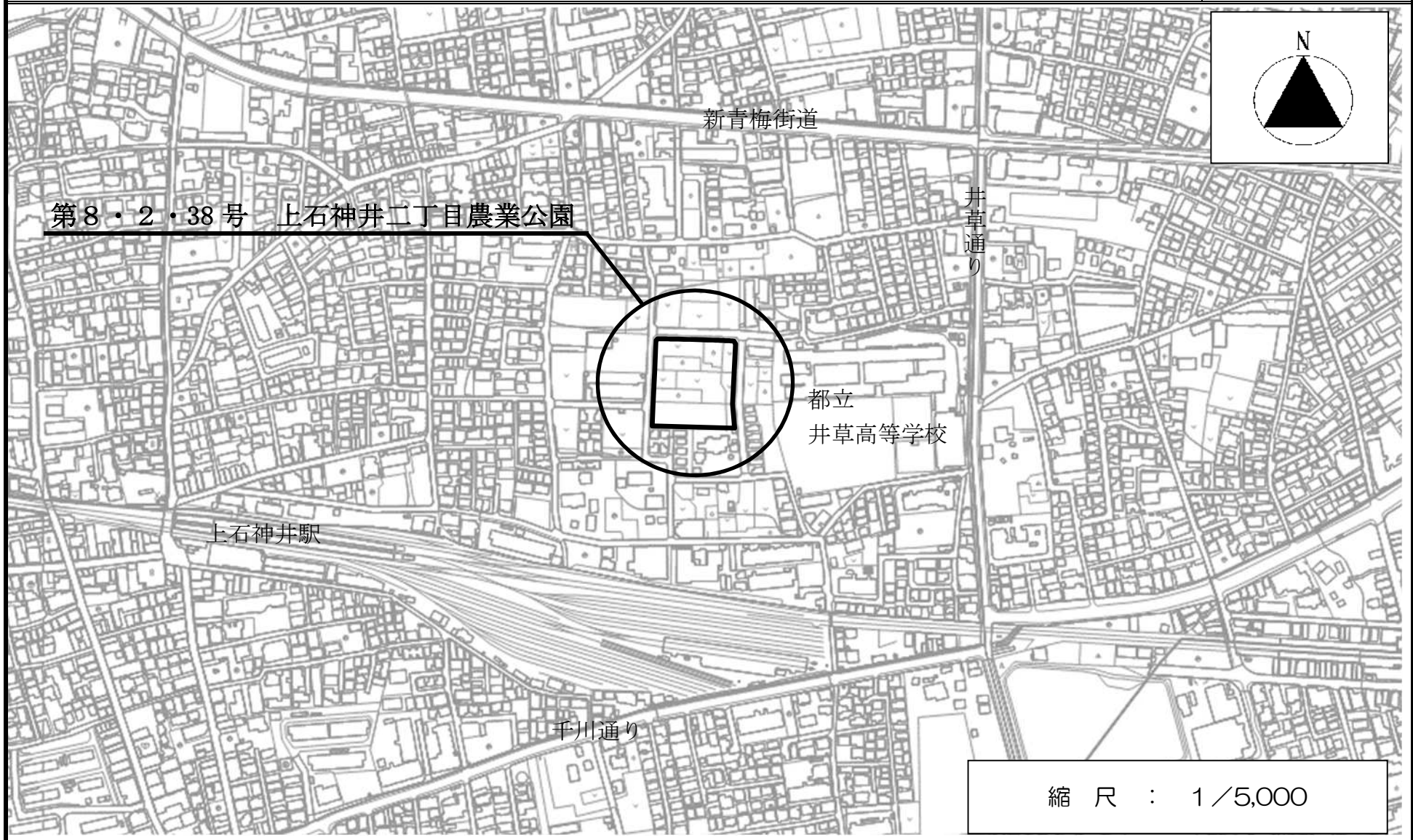
都市農地および屋敷林を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第8・2・38号	上石神井二丁目農業公園	練馬区上石神井二丁目地内	約0.7ha	追加

東京都市計画公園 第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園 位置図〔練馬区決定〕

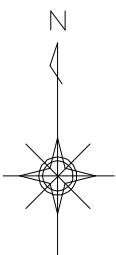
原案



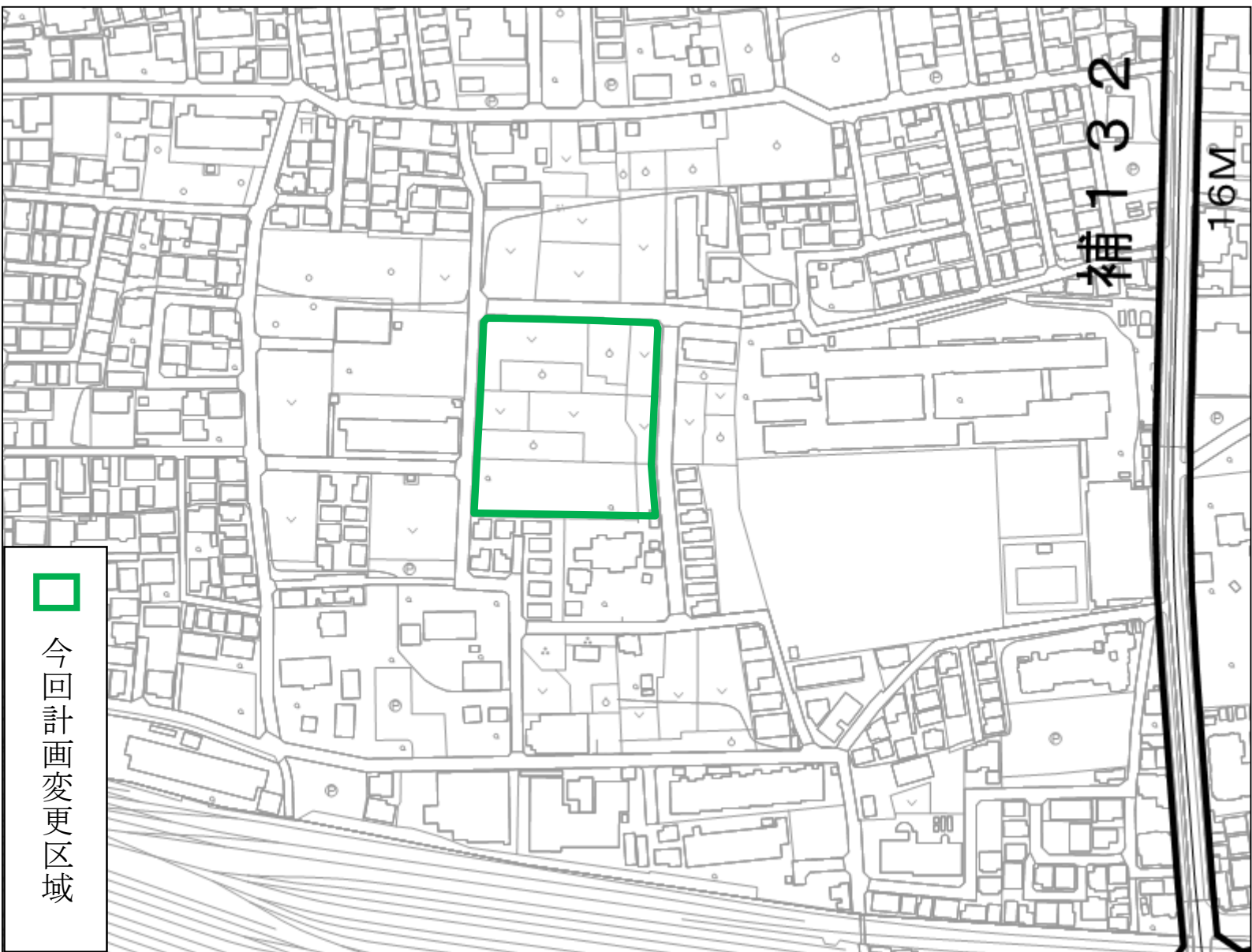
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交著第1号

# 東京都市計画公園計画図（原案）

## 第八・二・三十八号 上石神井二丁目農業公園



縮尺二千五百分之一



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）2都市基交著第1号  
（承認番号）2都市基街都第15号、令和2年4月28日



東京都市計画公園 第8・2・38号 上石神井二丁目農業公園 現状写真



7

□ 今回計画変更区域

